

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）が受領する寄附金について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、広く一般社会に常時募集活動を行うことにより、反対給付を行うことなく受領する金銭をいう。

(寄付金の募集)

第3条 この法人は、常時寄附金を募ることができる。

(受領書等の送付)

第4条 この法人は、前条の規定により寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

(寄附金の使途)

第5条 受領した寄附金は、寄附者の意思によりその使途が指定されていないものについては、毎事業年度における当該寄附金の合計額の50%を上限に当該年度の公益目的事業以外に使用することができる。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。